

業種区分及び新設予定区分の料率設定案について

業種区分案について〈自転車配達員〉（1 / 2）

〈自転車配達員〉

○ 災害の状況

- ✓ 日本フードデリバリーサービス協会の資料によると
 - ・ 配達員が交差点を曲がろうとした際、直進してきた自動車と接触、転倒し、腰を強打し打撲、骨折。
 - ・ タクシーのドアが開き、その突然開いたドアに配達員の自転車が追突したことによる打撲。等の例が相当見られる。

- ✓ これらの事故の態様は、原動機付自転車による配達における事故の態様と同様と考えられ、こうした災害につながる作業態様としては、「特1 自動車を使用して行う旅客又は貨物の運送の事業」に含まれる原動機付自転車による運送の業種に近いと推測される。

業種区分案について<自転車配達員> (2 / 2)

○ 同種もしくは類似の既存の業種 (特別加入区分を含む)

⇒ 原動機付自転車による貨物運送事業に適用される「特1 自動車を使用して行う旅客又は貨物の運送の事業」に含まれる業種が類似の既存業種と考えられる。

○ 今回設定する業種等

⇒ 一人の配達員が自転車や原動機付自転車を使用して運送を行うことも考えられることから、自転車か自転車以外かで適用する特別加入の枠組みを異にすることは不適當ではないか。

⇒ 「特1 自動車を使用して行う旅客又は貨物の運送の事業」 (料率12/1,000) の業種に追加することとしてはどうか。

新設予定区分の料率設定案について<情報サービス業>

<情報サービス業>

○ 災害の状況

- ✓ ITフリーランス支援機構の資料及びヒアリングによれば、
 - ・ 長時間のデスクワークや不規則な生活リズムによる心筋梗塞や腰痛
 - ・ 長時間労働の過度なストレスによる精神障害、抑うつ等が挙げられており、こうした災害は、「9436 情報サービス業」でも同様に見られる。

○ 同種もしくは類似の既存の業種（特別加入区分を含む）

- ⇒ 情報処理・提供サービス業、インターネット付随サービス業に適用される「9436 情報サービス業」が類似の既存業種と考えられる。

○ 今回設定する料率等

- ⇒ 「9436 情報サービス業」が含まれる「94 その他の各種事業」における料率 3/1,000 とするのはどうか。

(参考) 新設予定区分の料率設定案について

< 料率設定におけるこれまでの考え方 >

- 料率設定においては、関係団体等からの情報を基に、同種もしくは類似の既存の業種（特別加入区分を含む）を特定し、当該業種ごとの料率を設定することを基本として行うこととしてはどうか。

※ 本年1月に追加したアニメーション制作従事者、芸能従事者、柔道整復師と同様の整理